

議員提出議案第1号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を廃止する条例の  
制定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条及び羽曳野市議会会議規則(昭和56年  
羽曳野市議会規則第3号)第13条第1項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提  
出いたします。

令和5年2月24日

羽 曳 野 市 議 会  
議 長 金 銅 宏 親 殿

提 出 者

羽曳野市議会議員

笹 井 喜世子

渡 辺 真 千

南 玲

## 提 案 理 由

異常な物価高騰が、市民の暮らしに大きな影響を与えていることに鑑み、下水道の使用料の額を従前の料金にするため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例を廃止する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市下水道条例の一部を改正する条例(令和4年羽曳野市条例第13号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。